

無電柱化の推進に関する 取組状況について(都市局)

令和8年6月
国土交通省 都市局

面整備事業における無電柱化の必要性

- 無電柱化は、災害に強く、安全で、景観の良い、良好な都市空間の形成に寄与
- 一方、新設電柱のうち1割弱は、市街地開発事業等による建柱
- 市街地開発事業等の機会を捉えて、無電柱化の積極的な推進が必要

■面整備事業における無電柱化の効果

《都市の顔となる拠点形成》

駅周辺等の土地区画整理事業において、都市の顔となる目抜き通りの無電柱化を実施



熊本駅西土地区画整理事業 (熊本県熊本市) 大分駅南土地区画整理事業 (大分県大分市)

《都市の有効高度利用》

市街地再開発事業による市街地更新において無電柱化を実施



三田駅前Bブロック地区 第一種市街地再開発事業 (兵庫県三田市) 守山銀座ビル地区 第一種市街地再開発事業 (滋賀県守山市)

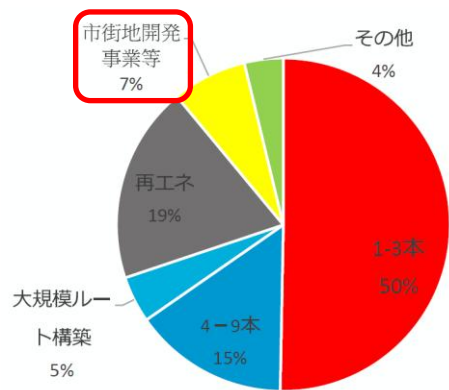
《付加価値の高い住宅地の形成》

付加価値の高い住宅地整備を図る面整備において無電柱化を実施



朝霞リードタウン (埼玉県朝霞市) 開発事業 (岐阜県各務原市)

■面整備事業における無電柱化の現状



(面整備事業のイメージ)



土地区画整理事業 市街地再開発事業 開発事業

新設電柱要因
 (令和6年度資源エネルギー庁調査、国土交通省都市局調べ)
 ※令和6年度第1回 無電柱化推進のあり方検討委員会資料より

- 土地区画整理事業、都市計画法の開発許可に基づく開発行為にて行われる宅地整備等での無電柱化を推進するため、「無電柱化まちづくり促進事業」を令和4年度に創設し、**活用箇所が拡大**。
- 更なる活用を図るため、**都市局及び地方整備局等による説明会や研修、事務連絡等において、無電柱化まちづくり促進事業の周知を自治体、民間事業者に対して複数回実施**。
- 今後も普及を図り、無電柱化の更なる促進に取り組む。

■活用状況

	実施箇所数	実施箇所	備考
令和4年度	5地区	東京都内	制度創設初年度
令和5年度	11地区	東京都内、茨城県、千葉県	
令和6年度	20地区	東京都内、茨城県、千葉県、福岡県	
令和7年度	21地区	東京都内、茨城県、福岡県、神奈川県、長野県	予定を含む
令和8年度	32地区	東京都内、茨城県、神奈川県	予定を含む

➡ **引き続き、普及を図り、事業の活用を促進**

■活用事例



無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化の実施事例(東京都世田谷区)



無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化の実施事例(千葉県芝山町)

- 市街地開発事業等における無電柱化に対する支援事業として「無電柱化まちづくり促進事業」を創設
- 市街地開発事業等の施行者の負担を軽減し、更なる無電柱化を推進

■無電柱化まちづくり促進事業の概要

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式※によらずに実施される無電柱化に対する支援を行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

※電線共同溝方式：電線共同溝の整備等に関する特別措置法第5条に基づき、道路管理者により電線共同溝を建設する方式

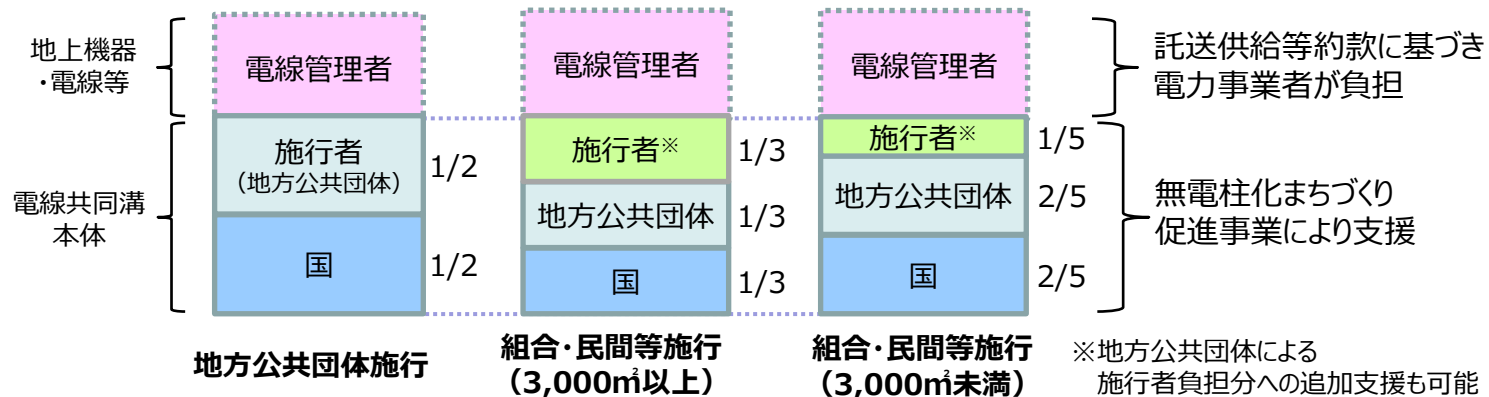
【交付要件】 次に掲げる要件の全てを満たしている無電柱化事業

- ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ②市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる事業
- ③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

【交付対象事業費】 無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）

【交付対象】 地方公共団体（事業者が組合・民間事業者等の場合は間接交付）

【国費率】 1 / 2



- 面整備事業における無電柱化を進めるため、地方公共団体や民間事業者等の実務担当者向けに、関係者間の円滑な合意形成及びコスト縮減等について参考となるガイドラインを作成
- 今後も、関係者間の円滑な合意形成・無電柱化のコスト縮減方策などについて**参考となる事例等を追加するなど、ガイドラインの更なる改訂を実施する**とともに、面整備事業等の実務担当者への**共有や横展開**を図っていく

	市街地開発事業における 無電柱化推進のためのガイドライン	開発事業における 無電柱化推進のためのガイドライン
対象事業	土地区画整理事業、市街地再開発事業 等	開発事業 (都市計画法に基づく開発許可を受けた開発行為)
対象者	地方公共団体職員 等	地方公共団体職員、開発事業者、電線管理者
作成・改訂 経緯	令和4年5月作成 令和5年6月改訂(事例集の追加) 令和6年9月改訂(コスト縮減方策に関する記載の充実) 令和7年7月改訂(コスト縮減・合意形成に関する記載の充実)	令和5年5月作成 令和6年9月改訂(無電柱化実施事業の事例拡充) 令和7年6月改訂(コスト縮減方策、無電柱化実施時のポイント、 施工事例、自治体における制度面の取組事例等の拡充)
ガイドライン のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者間の円滑な合意形成 ・無電柱化のコスト縮減方策 等をとりとまとめ、無電柱化に関する取り組みを支援	
掲載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化の基礎情報・法令や関係通知・支援制度 ・無電柱化の実績と課題、留意点 ・無電柱化費用のケーススタディ ・関係者間の合意形成における留意点 ・事例地区の紹介 	
今後の改訂 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者間の円滑な合意形成、無電柱化のコスト縮減方策など、参考となる事例・情報の共有・横展開を図る ・効率的な事業手法に関する記載の充実を図る 	

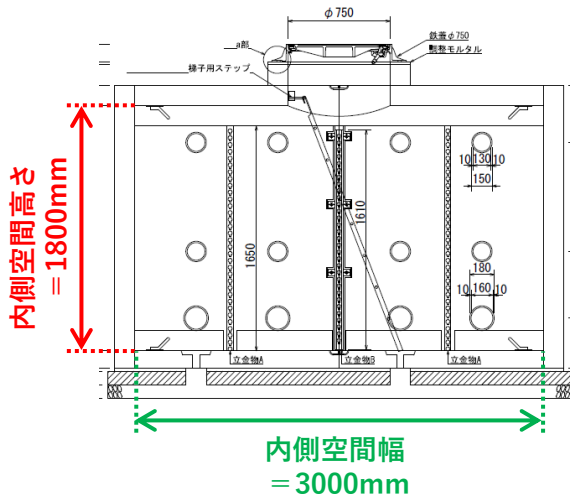
⇒令和8年度も改訂を予定

宅地開発における低コスト化の課題と対応

- 地中化設備の道路管理者への移管協議にあたり、主に幹線道路を想定した電線共同溝整備マニュアル（各地方整備局が作成）に準じた構造を求められることがある。
 - 幹線における電線共同溝整備にあたっては、将来需要も見込んだ設備とすることが基本だが、宅地開発に当たっては、当面の周辺需要の想定が可能であり、小規模な住宅開発等に伴う開発道路においては、幹線よりも設備のコンパクト化が可能な場合も多い。
- ⇒道路管理者に地中化設備を移管する場合に、可能な限りコスト削減できるよう、**宅地開発用の設備設計マニュアルを策定予定。**

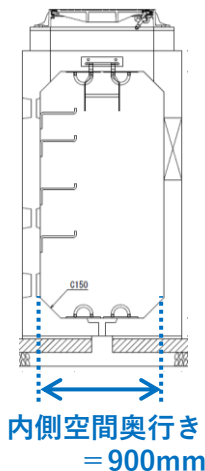
<分岐桧コンパクト化イメージ>

正面図

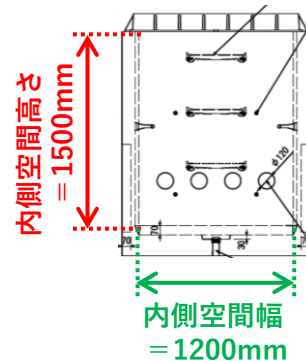


電線共同溝整備マニュアルに準じた分岐桧

側面図

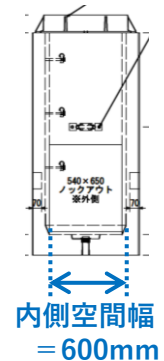


正面図



宅地開発で活用可能な分岐桧

側面図



【今後の取組】面整備における無電柱化ポータルサイトの開設について

目的

- 面整備における無電柱化を推進するため、より一層の普及・啓発が必要。
- 制度等の基本情報や、無電柱化の施工事例、自治体の取組事例、セミナーの開催情報等、**面整備における無電柱化に関する情報を、わかりやすい形で一元的に掲載するポータルサイトを開設予定。**面整備における無電柱化専用の相談窓口も設置予定。

サイトイメージ



※掲載内容は検討中のため変更の可能性あり

【今後の取組】景観法運用指針の一部改正について(令和4年3月)

○景観行政の更なる推進を図るべく、無電柱化推進計画の策定を受け、令和4年3月に景観法運用指針を改正した。改正のポイントは、以下のとおり。

無電柱化推進計画(令和3年5月)が策定

→景観形成の観点から無電柱化の推進について追記。

- ・ 景観計画の「行為の制限に関する事項」の工作物の形態意匠の制限に関する事項等として、無電柱化を位置付けられること
⇒例) 電線類の地中化や電力機器の美装化、景観柱の使用、宅地裏側への電柱の移設等を行い、すっきりとした街路空間とすることが望ましい。
- ・ 景観重要公共施設について、整備に関する事項に無電柱化を位置づけられること
⇒例) 電線類の地中化を進めるとともに、街路樹や植栽帯などを整備し、適正な維持・管理を図る。
- ・ 占用等の許可の基準として電線類の地中化等を位置づけられること
⇒例) 電柱、電信柱、電線は無電柱化(地中化、裏配線等)する。
- ・ 景観地区において、条例で工作物の形態意匠制限として無電柱化を位置づけられること
⇒例) 景観地区において開発行為を許可制とし、許可基準をして「無電柱化」を明記することで、電柱新設を原則禁止としている

(参考URL) 景観法運用指針について

http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000038.html

**R8年夏ごろを目途に、活用事例等を掲載した無電柱化推進に向けた
景観法活用に関するマニュアルを公開予定**